

## 訪問介護 輪家 重要事項説明書

### 1 事業の目的と運営方針

本事業所では、利用者に対して障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく身体障害者居宅介護、重度訪問介護を提供します。

当サービスの利用は、原則として居宅生活支援費の支給決定を受けた方が対象となります。

### 2 事業者等の概要

|          |                                                                                                                         |       |                 |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-----------------|
| 事業者名     | 有限会社 ティ.シィ.倉電                                                                                                           |       |                 |
| 所在地      | 岡山県岡山市北区野田 2-1-5                                                                                                        |       |                 |
| 事業所名     | 訪問介護 輪家                                                                                                                 |       |                 |
| 所在地      | 岡山県倉敷市松江 1 丁目 2 4-8                                                                                                     |       |                 |
| 事業所番号    | 3310202233                                                                                                              | 指定年月日 | 平成 25 年 5 月 1 日 |
| 管理者      | 是友 教子                                                                                                                   |       |                 |
| 連絡先（電話）  | 070-3265-1649                                                                                                           |       |                 |
| 職務体制     | ① 管理者 常勤 1 名（訪問介護員兼務）<br>② サービス提供責任者 常勤 1 名（訪問介護員兼務）<br>③ 訪問介護員 常勤 3 名                                                  |       |                 |
| 営業時間     | 月曜日から金曜日の 8:30~17:30<br>お盆 8 月 12 日から 16 日、年末年始 12 月 30 日から 1 月 3 日を除きます。<br>*居宅サービス計画により、営業日及び営業時間外でもサービス提供を行う場合があります。 |       |                 |
| サービス提供地域 | 倉敷市全域                                                                                                                   |       |                 |

（居宅介護・重度訪問介護）

### 3 サービス内容（下記のうち個別支援計画に基づきサービスを提供いたします）

- ① 身体介護：ご利用者の身体に直接接触して行う介助（行うための準備・後始末を含みます）ならびに、ご利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助（日常生活動作を見守りながらの手助けや介助に合わせて専門的な相談・助言）等を行います。

例（排泄、食事介助、清拭、入浴、身体整容、体位変換、移動・移乗介助、通院・外出介助（公共交通機関「バス・タクシー等」を利用して訪問介護員が介助する場合に限る）、服薬介助、起床及び就寝介助等）

② 家事援助：身体介護以外の援助で、日常生活の援助を行います。

例（清掃、洗濯、一般的な調理、ベッドメイク、衣類の補修、配下膳、買い物、薬の受け取り等）

ただし、次のような行為は家事援助の対象に含まれませんのでご注意ください。

- |    |                                                                                                                                                                                                               |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1) | 商品の販売や農作業等生業の援助的な行為                                                                                                                                                                                           |
| 2) | 直接本人の援助に該当しない行為<br>・主としてご家族の利便に供する行為またはご家族が行うことが適当であると判断される行為<br>例（ご利用者以外のものに係る洗濯・調理・買い物・布団干し。主としてご利用者が使用する居室以外の掃除。来客の対応「お茶、食事の手配等」等）                                                                         |
| 3) | 日常生活の援助に該当しない行為<br>・訪問介護員が行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為。<br>例（草むしり、植栽の水遣り、ペットの世話 等）<br>・日常的に行われる家事の範囲を超える行為<br>例（家具・電気器具等の移動・修繕・模様替え。大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ。室内外家屋の修繕・ペンキ塗り。植木の剪定等の園芸。正月・節句等のために特別な手間をかけて行う調理等） |

#### 4 利用料等

事業所が指定居宅支援を提供した際には、利用者又はその家族から市町村長が定める基準に基づく居宅利用者負担額の下記の支払いを受けるものとします。

|                         | 単位数    | 利用者負担金額 |
|-------------------------|--------|---------|
| 身体介護が中心の場合              |        |         |
| 30 分未満                  | 255 単位 | 255 円   |
| 30 分以上 1 時間未満           | 402 単位 | 402 円   |
| 1 時間以上 1 時間 30 分未満      | 584 単位 | 584 円   |
| 1 時間 30 分以上 2 時間未満      | 666 単位 | 666 円   |
| 2 時間以上 2 時間 30 分未満      | 750 単位 | 750 円   |
| 2 時間 30 分以上 3 時間未満      | 833 単位 | 833 円   |
| 生活援助が中心の場合              |        |         |
| 30 分未満                  |        |         |
| 30 分以上 45 分以上           | 105 単位 | 105 円   |
| 45 分以上 1 時間未満           | 152 単位 | 152 円   |
| 1 時間以上 1 時間 15 分未満      | 196 単位 | 196 円   |
| 1 時間 15 分以上 1 時間 30 分未満 | 238 単位 | 238 円   |
|                         | 274 単位 | 274 円   |
| 重度訪問介護（身体介護）            |        |         |
| 60 分未満                  |        |         |
| 60 分以上 90 分未満           | 185 単位 | 185 円   |
| 90 分以上 120 分未満          | 275 単位 | 275 円   |
|                         | 367 単位 | 367 円   |

## 加算料金

|                            |           |
|----------------------------|-----------|
| 夜間加算（午後 6 時から午後 10 時まで）    | 所定単位数×25% |
| 早朝加算（午前 6 時から午前 8 時まで）     | 所定単位数×25% |
| 深夜加算（午後 10 時から午前 6 時まで）    | 所定単位数×50% |
| 初回加算（1 月つきにサービス提供初回月のみ）    | 200 円     |
| 緊急時訪問介護加算（計画にない身体介護を行った場合） | 100 円     |
| 訪問介護同一建物減算 1               | 10%減算     |
| 訪問介護同一建物減算 2               | 15%減算     |
| (1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ            | 30.2% 加算  |
| (2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ            | 22.0% 加算  |
| (3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ            | 12.2% 加算  |
| 訪問介護特定処遇改善加算Ⅰ              | 7.4% 加算   |
| 訪問介護特定処遇改善加算Ⅱ              | 5.8% 加算   |

\* 介護給付費等の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

やむを得ない事情で、かつ、利用者又はその家族の同意を得て、2 人訪問した場合は、2 人分の料金となります。

\* 訪問介護サービスの利用を当日キャンセルした場合、キャンセル料として 1000 円徴収させていただきます。

## その他の費用

### (1) 交通費

通常の事業実施地域を超えた地点から訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収します。

## 5 利用者負担金の支払

事業所は当月の利用者負担金の請求に明細を付して、翌月 10 日までに利用者に請求します。利用者負担金は翌月 20 日までに次の方法でお支払い頂きます。

- ① 郵便局への振込み      ② 事業所へ持参

|   |      |              |         |       |   |
|---|------|--------------|---------|-------|---|
| [ | 口座名義 | 有限会社ティ.シイ.倉電 | 代表取締役   | 片山 直也 | ] |
|   | 広島銀行 | 普通口座         | 3027410 |       |   |

## 6 サービスの利用に当たっての留意事項

- ① 利用者又はその家族は、体調の変化があった際には事業所の従業者にはご一報下さい。
- ② 事業所では、原則として利用者家の鍵のお預かりはいたしません。鍵の取り扱いについては、利用者又はその家族にご相談させていただきます。
- ③ 従業者に対する贈物や飲食のもてなしは、お受けできません。

## 7 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡等をとるなど必要な措置を講じます。

＊緊急の場合は下記の連絡先に連絡をとります。

|             |          |  |
|-------------|----------|--|
| 主治医         | 医療機関名    |  |
|             | 主治医氏名    |  |
|             | 連絡先      |  |
| 緊急時         | 希望医療機関   |  |
| ご家族         | 氏名（続柄）   |  |
|             | 連絡先      |  |
| 居宅支援<br>事業所 | ケアマネージャー |  |
|             | 連絡先      |  |

## 8 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

## 9 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

## 10 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシーの保護のために業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

## 1 1 身体拘束の禁止

原則として、利用者の事由の制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

## 1 2 虐待防止のための措置

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- ① 虐待の防止に関する責任者の選定を行います。
- ② 成年後見制度の利用支援を行います。
- ③ 苦情解決体制の整備を行います。
- ④ 従業者の虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画）を定期的に行い、研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
- ⑤ 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- ⑥ 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整備するほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- ⑦ 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底いたします。

### 1 3 ご相談・ご不満の受付

- ① サービスに関するご相談・ご不満はご遠慮なく相談苦情担当者までお申し付けてください。

相談苦情担当者：小野 剛昌

ご利用時間：8：30～17：30（ただし、土、日曜日は除きます）

ご利用方法：電話 070-3265-1649 FAX 086-454-5364

- ② 当事業所以外にお住まいの市町村及び岡山県国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

・岡山県運営適正化委員会：086-226-9400  
(8：30～17：30 土日祝除く)

・倉敷市役所 障がい福祉課：086-426-3305  
(8：30～17：30 土日祝除く)

### 1 4 損害賠償について

サービス提供時において、サービス提供者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は、速やかにその損害を賠償します。

守秘義務の違反した場合も同様とします。ただし、損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められた場合には、利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業者の損害賠償責任を減じさせていただきます。

令和      年      月      日

居宅介護・重度訪問介護サービスの開始に当たり、利用者に対しての契約及び  
本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

〈事業者〉

所在地      岡山県倉敷市松江1丁目24-8  
事業所名      訪問介護      輪家  
指定番号      3310202233

説明者

令和      年      月      日

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護・重度訪問介護サービス  
について重要事項説明書を受け同意しました。

〈利用者〉

住所

氏名

〈利用者代理人〉

住所

氏名

続柄